平成２１年（フ）第３０７６号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目４番15号　コートサイドＣ104号
債務者　手塚　昭一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８９２号
横浜市旭区南本宿町101番地23　ビオトープ21Ｂ511
債務者　田中　　圭
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０３３号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉215号
債務者　道場　恭正
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０５９号
横浜市港南区港南台６丁目26番17号　イーストキャッスル202
債務者　佐々木賢司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８６１号
大阪府大東市氷野３丁目８番21号
債務者　浜野　由春
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番19―401号
債務者　谷口　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９３８号
大阪府枚方市長尾元町４丁目５番30号
債務者　長命　節子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８２７号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地35棟208号
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９６号
横浜市鶴見区下末吉２丁目24番21号　ルミエール下末吉106
債務者　村谷　精吾
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７８号
横浜市神奈川区浦島町362番地23　ジョイフルオークラ103号
債務者　鎮西　晃昭
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３号
山口県光市浅江１丁目３番１―102号
債務者　茅原　　清
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１８８号
栃木県佐野市浅沼町70番地
債務者　小林　　実
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後１時20分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５５４号
静岡県浜松市南区東若林町662番地の８
債務者　金原　享美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目11番２号　サンコーポ高丘125
債務者　サントス　アルベルト　セザル　シガ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
静岡県浜松市中区高丘東１丁目11番２号　サンコーポ高丘125
債務者　サントス　エジマ　ダ　ロシャ
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
静岡県浜松市浜北区於呂2908番地の３
債務者　杉山　豊彦
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係